

青森公立大学大学院の出願資格等に係る個別資格審査要綱

平成21年8月10日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、青森公立大学大学院履修規程(平成21年規程第101号)第1条に規定する本学大学院の目的に沿って、青森公立大学大学院の学生、科目等履修生及び聴講生の出願資格の審査について、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(博士前期課程における対象者)

第2条 青森公立大学大学院学則(平成21年規程第3号。以下「大学院学則」という。)第26条第1項第6号の規定に基づき博士前期課程への出願資格を判定する場合の個別資格審査認定対象者は、短期大学、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校の卒業者又は大学中退者その他これらの者に類する大学卒業資格を有していない者で、満22歳に達しているものとする。

(出願資格申請書)

第3条 前条の資格審査を受けようとする者(以下「前期課程志願者」という。)は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 認定申請理由書 学歴、職歴、実務経験、資格、これまでの学習内容等を記載し、大学卒業と同等以上の学力があると判断する理由が説明されているもの
- (2) 卒業証明書又は修了証明書
- (3) 教育機関の成績証明書、研究機関の在職証明書その他これらに相当する学習歴又は実務経験を証明できる書類
- (4) 志望書 博士前期課程を志望する動機を記載したもの
- (5) 研究計画書

2 前項第5号の書類は、2,000字以内で記載するものとする。

(添付書類)

第4条 前期課程志願者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める書類を前条第1項各号に掲げる書類に添付しなければならない。

- (1) 研究機関において研究に従事した経歴を有している場合 当該研究に従事した機関が発行した研究歴証明書
- (2) 自己の著書、論文若しくは報告書又は国家資格若しくは語学力等について自己の能力を証するものがある場合 当該著書、論文若しくは報告書又は当該自己の能力を証する書類

(審査方法)

第 5 条 前 2 条の規定により提出された書類の審査は、前期課程志願者の学習履歴及びその後の経歴が本学大学院の教育研究と整合性があるかとの観点から、学歴、経歴、免許、資格、業績及び賞等について行うものとする。

2 前項の審査において必要がある場合は、前期課程志願者に対し、書類の追加提出を求め、又は面接を行うことがある。

(審査基準)

第 6 条 前条の審査は、前期課程志願者の学習履歴並びにその後の経歴及び業績等を本学大学院の目的とする教育研究の専攻分野に照らして、当該前期課程志願者の能力が大学院前期課程で更に専門性の深化を目指すに当たり適切な水準に達しているかとの観点により審査する。

(出願資格認定の手續)

第 7 条 前期課程志願者の出願資格の認定に当たっては、前 2 条に規定する事項について、研究科入試委員会の審議を経て、研究科教授会で審査を行うものとする。

2 研究科長は、前項の審査の結果を学長に報告するものとする。

(博士後期課程における対象者)

第 8 条 大学院学則第 2 6 条第 2 項第 4 号の規定に基づき博士後期課程への出願資格を判定する場合の個別資格審査認定対象者は、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校の卒業生又は大学院博士前期課程中退生その他これらの者に類する修士の学位を有していない者で、満 2 4 歳に達しているものとする。

(出願資格申請書)

第 9 条 前条の資格審査を受けようとする者(以下「後期課程志願者」という。)は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 認定申請理由書 学歴、職歴、実務経験、資格、これまでの学習内容を記載し、修士課程修了と同等以上の学力があると判断する理由が説明されているもの

(2) 卒業証明書又は修了証明書

(3) 教育機関の成績証明書、研究機関の在職証明書その他これらに相当する学習歴又は実務経験を証明できる書類

(4) 志望書 博士後期課程を志望する動機を記載したもの

(5) 研究計画書

2 前項第 5 号の書類は、2,000 字以内で記載するものとする。

(添付書類)

第 1 0 条 後期課程志願者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各

号に定める書類を前条第1項各号に掲げる書類に添付しなければならない。

(1) 研究機関において研究に従事した経歴を有している場合 当該研究に従事した機関が発行した研究歴証明書

(2) 自己の著書、論文若しくは報告書又は国家資格若しくは語学力等について自己の能力を証するものがある場合 当該著書、論文若しくは報告書又は当該自己の能力を証する書類

(審査方法)

第11条 前2条の規定により提出された書類の審査は、後期課程志願者の学習履歴及びその後の経歴が本学大学院の教育研究と整合性があるかとの観点から、学歴、経歴、免許、資格、業績及び賞等について行うものとする。

2 前項の審査において必要がある場合は、後期課程志願者に対し、書類の追加提出を求め、又は面接を行うことがある。

(審査基準)

第12条 前条の審査は、後期課程志願者の学習履歴並びにその後の経歴及び業績等を本学大学院の目的とする教育研究の専攻分野に照らして、当該後期課程志願者の能力が大学院後期課程で更に専門性の深化を目指すに当たり適切な水準に達しているかとの観点により審査する。

(出願資格認定の手続)

第13条 後期課程志願者の出願資格の認定に当たっては、前2条に規定する事項について、研究科入試委員会の審議を経て、研究科教授会で審査を行うものとする。

2 研究科長は、前項の審査の結果を学長に報告するものとする。

(博士前期課程の科目等履修における対象者)

第14条 青森公立大学科目等履修生規程(平成21年規程第109号)第3条の規定に基づき、大学を卒業した者と同等以上の学力を有する者として博士前期課程の科目等履修生の出願資格を判定する場合の個別資格審査認定対象者は、短期大学、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校の卒業者又は大学中退者その他これらの者に類する大学卒業資格を有していない者とする。

(出願資格申請書)

第15条 前条の資格審査を受けようとする者(以下「前期科目等履修生志願者」という。)は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 認定申請理由書 学歴、職歴、実務経験、資格、これまでの学習内容等を記載し、大学卒業と同等以上の学力があると判断する理由が説明されているもの

(2) 卒業証明書又は修了証明書

(3) 教育機関の成績証明書、研究機関の在職証明書その他これらに相当する

学習歴又は実務経験を証明できる書類

- (4) 志望書 科目等履修生を希望する動機を記載したもの
- (5) 研究計画書

2 前項第5号の書類は、2,000字以内で記載するものとする。

(添付書類)

第16条 前期科目等履修生志願者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める書類を前条第1項各号に掲げる書類に添付しなければならない。

- (1) 研究機関において研究に従事した経歴を有している場合 当該研究に従事した機関が発行した研究歴証明書
- (2) 自己の著書、論文若しくは報告書又は国家資格若しくは語学力等について自己の能力を証するものがある場合 当該著書、論文若しくは報告書又は当該自己の能力を証する書類

(審査方法)

第17条 前2条の規定により提出された書類の審査は、前期科目等履修生志願者の学習履歴及びその後の経歴が本学大学院の教育研究と整合性があるかとの観点から、学歴、経歴、免許、資格、業績及び賞等について行うものとする。

2 前項の審査において必要がある場合は、前期科目等履修生志願者に対し、書類の追加提出を求め、又は面接を行うことがある。

(審査基準)

第18条 前条の審査は、前期科目等履修生志願者の学習履歴並びにその後の経歴及び業績等を本学大学院の目的とする教育研究の専攻分野に照らして、前期科目等履修生志願者の能力が大学院前期課程における当該科目の履修で更に専門性の深化を目指すに当たり適切な水準に達しているかとの観点により審査する。

2 前項の審査に当たっては、研究科長は、前期科目等履修生志願者が履修しようとする授業科目を担当する教員とあらかじめ協議するものとする。

(出願資格認定の手続)

第19条 前期科目等履修生志願者の出願資格の認定に当たっては、前2条に規定する事項について、研究科入試委員会の審議を経て、研究科教授会で審査を行うものとする。

2 研究科長は、前項の審査の結果を学長に報告するものとする。

(聴講生としての対象者)

第20条 青森公立大学聴講生規程(平成21年規程第110号)第3条の規定に基づき、大学を卒業した者と同等以上の学力を有する者として聴講生の

出願資格を判定する場合の個別資格審査認定対象者は、短期大学、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校の卒業生又は大学中退者その他これらの者に類する大学卒業資格を有していない者とする。

(出願資格申請書)

第21条 前条の資格審査を受けようとする者(以下「聴講生志願者」という。)は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 認定申請理由書 学歴、職歴、実務経験、資格、これまでの学習内容等を記載し、大学卒業と同等以上の学力があると判断する理由が説明されているもの

(2) 卒業証明書又は修了証明書

(3) 教育機関の成績証明書、研究機関の在職証明書その他これらに相当する学習歴又は実務経験を証明できる書類

(4) 志望書 聴講生を希望する動機を記載したもの

(審査方法)

第22条 前条の規定により提出された書類の審査は、聴講生志願者の学歴、経歴、免許、資格、業績及び賞等について行うものとする。

2 前項の審査において必要がある場合は、聴講生志願者に対し、書類の追加提出を求め、又は面接を行うことがある。

(審査基準)

第23条 前条の審査は、聴講生志願者の学習履歴並びにその後の経歴及び業績等を本学大学院の目的とする教育研究の専攻分野に照らして、聴講生志願者の能力が大学院で当該科目を聴講するに当たり適切な水準に達しているかとの観点により審査する。

2 前項の審査に当たっては、研究科長は、必要に応じ、聴講生志願者が聴講しようとする授業科目を担当する教員とあらかじめ協議するものとする。

(出願資格認定の手続)

第24条 聴講生志願者の出願資格の認定に当たっては、前2条に規定する事項について、大学院運営会議の審議を経て、研究科教授会で審査を行うものとする。

2 研究科長は、前項の審査の結果を学長に報告するものとする。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成21年8月10日から実施する。